



平成 2 4 年 7 月

小 樽 市

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 屋外広告物とは         | 01 |
| 2. 小樽市屋外広告物条例の概要   | 02 |
| 3. 許可区域区分・区分図      | 03 |
| 4. 禁止広告物・禁止物件      | 04 |
| 5. 適用除外広告物         | 05 |
| 6. 許可申請表示面積等       | 05 |
| 7. 許可基準            | 06 |
| 8. 色彩基準            | 13 |
| 9. 許可申請の手続き・様式・手数料 | 14 |
| 10. 違反・罰則等・経過措置    | 15 |
| 11. 管理者の設置         | 15 |

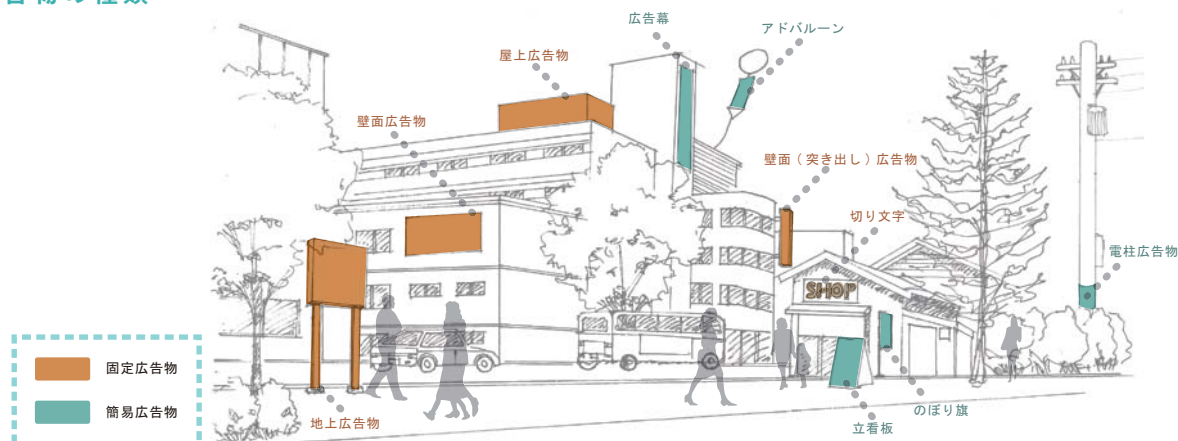
## 1. 屋外広告物とは

次の要件をすべて満たしているものをいいます。（屋外広告物法においての定義）

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

（注）営業的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、上記の要件をすべて満たせば屋外広告物となります。

### 屋外広告物の種類



## 2. 小樽市屋外広告物条例の概要

(平成24年7月1日施行)(※公布～平成24年3月30日)

### はじめに

屋外広告物は、広く人々の生活に必要な情報提供機能を有するほか、商業地などでのにぎわいや活気を与える要素となっている反面、大型・大量の屋外広告物が無秩序に設置される場合もあり、生活環境や景観への悪影響など、建築物や工作物と同様に景観に与える影響が大きく重要な要素となっています。

そこで小樽市では、街並みや建築物等との調和を図るとともに、良好な都市景観を創出するため、「小樽市屋外広告物条例」により、ルールを定めました。

### これまでの経緯

- 屋外広告物については、これまで北海道が「屋外広告物法」に基づき「北海道屋外広告物条例」を制定し、許可等の業務を行っていました。
- 本市は、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき届け出を受け、形態意匠、色彩等について指導・助言を行ってきましたが、法の裏づけがないことから、この指導・助言等にも限界がありました。
- H16年に「景観法」が施行されたことに伴い「屋外広告物法」の一部も改正され「景観行政団体」でも、都道府県から一部権限移譲を受け、独自の屋外広告物条例を制定することが可能となりました。
- 本市は平成18年11月に「景観行政団体」となり、「小樽市景観計画」策定に引き続き、「小樽市屋外広告物条例」制定の取り組みを行いました。
- 本市は、北海道で初めて政令市・中核市以外の景観行政団体として、独自の屋外広告物条例を制定しました。

### ▼景観行政の変遷

|              |                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------|
| 1992 (平成4年)  | ・「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」の制定                    |
| 2004 (平成16年) | ・「景観法」の施行                                       |
| 2006 (平成18年) | ・景観法に基づく「景観行政団体」となる                             |
| 2008 (平成20年) | ・「小樽市景観計画」の策定<br>・「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」の全面改正 |
| 2009 (平成21年) | ・「改正景観条例」の施行                                    |
| 2012 (平成24年) | ・北海道からの屋外広告物条例制定の権限移譲<br>・「小樽市屋外広告物条例」の制定・施行    |

小樽市屋外広告物条例のあらまし

### 小樽市屋外広告物条例制定の目的

北海道から一部権限移譲を受け、屋外広告物の形態意匠、色彩等の具体的な規制内容等を条例に盛り込むことで、良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止を図るとともに、建築物や工作物と一体となった小樽らしい景観形成を図ることが大きな目的です。

### 条例の特色

- 許可区域区分について
  - ・これまでの都市計画法の用途地域による区域区分から小樽市景観計画に基づいた区域区分にしました。
- 許可基準について
  - ・形態意匠等の基準は、これまでの本市の指導基準をもとに定めたことから、従前の「北海道屋外広告物条例」に比べ厳しい基準となりました。
  - ・景観形成上、特に重要な「通り」に対する基準を別に定めました。
  - ・色彩基準は、使用できる地色の彩度などの具体的な数値基準を定めました。

### ▼屋外広告物条例の役割分担 (平成24年7月1日以降)

#### 小樽市屋外広告物条例

- 新規及び変更、継続の許可
- 禁止地域及び禁止物件の指定
- 許可地域等の指定
- 禁止広告物の指定
- 適用除外広告物の指定
- 違反に対する措置命令等
- はり紙等の簡易除却事務

#### 北海道屋外広告物条例

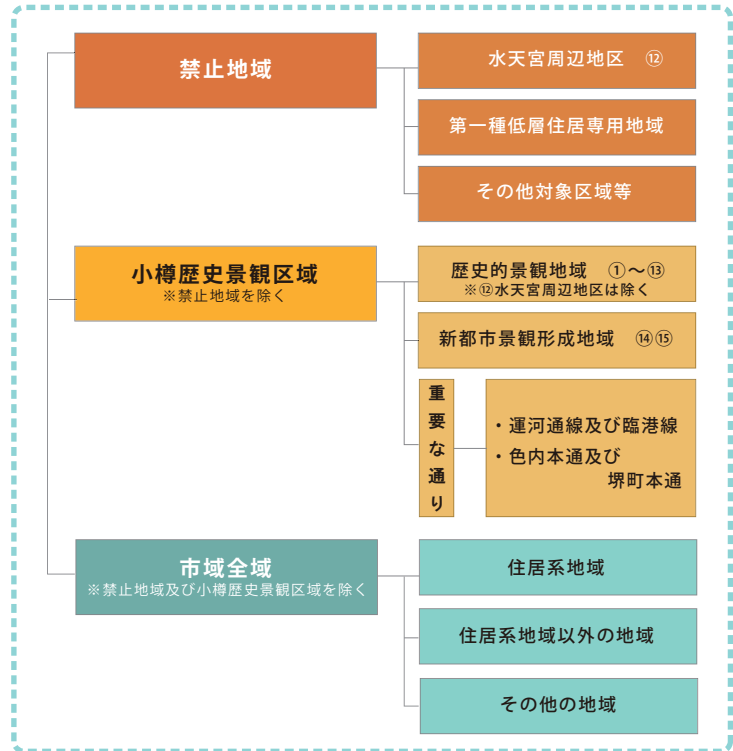
- 屋外広告業の登録等
- 屋外広告業者講習会
- 屋外広告業者に対する指導等

小樽市屋外広告物条例のあらまし

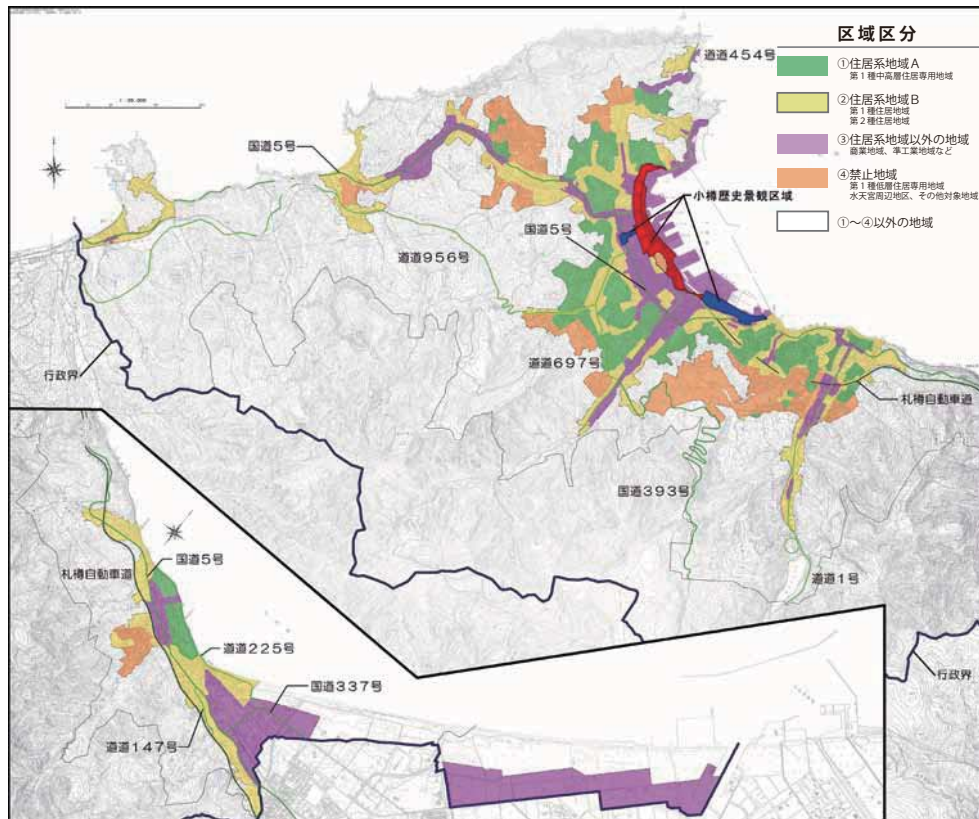
### 3. 許可区域区分・区分図

#### 小樽市の区域区分

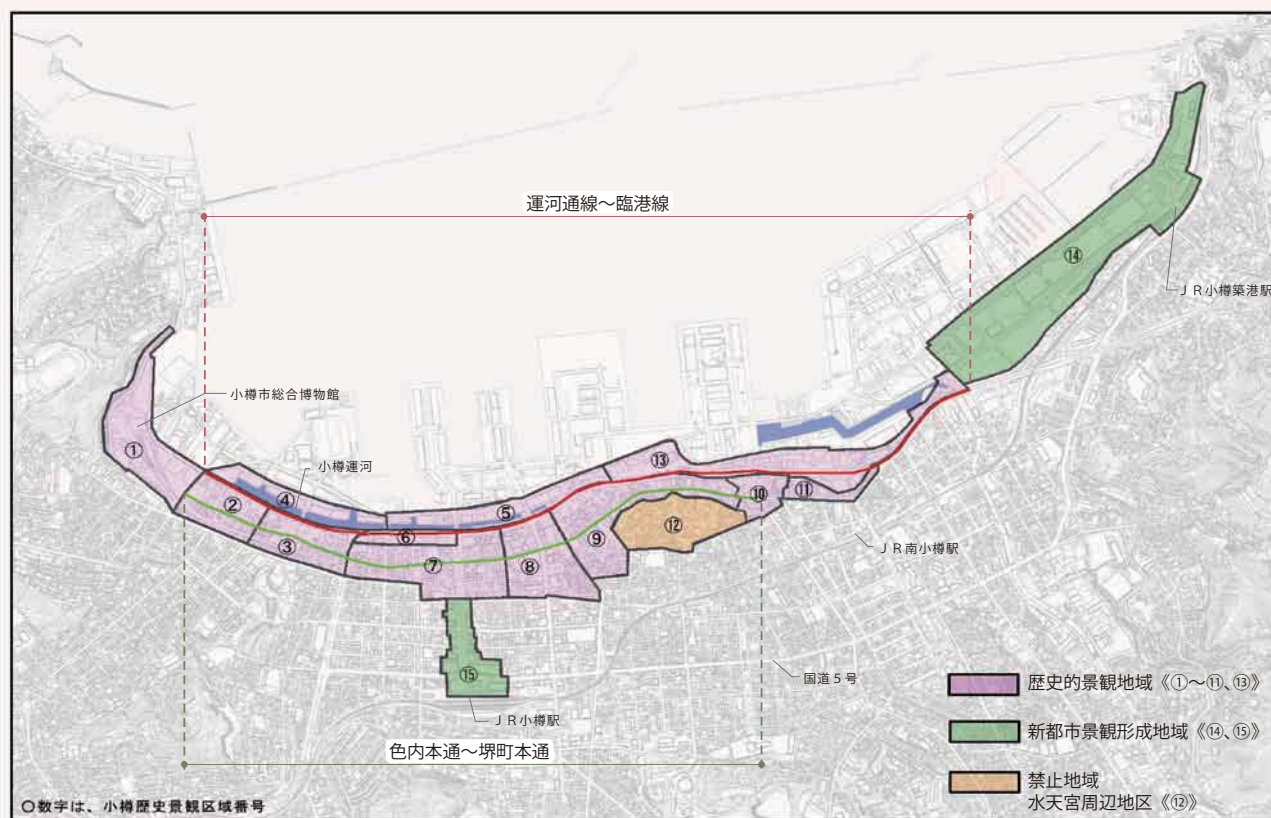
- 小樽市景観計画に基づき、区域区分では、市内を「禁止地域」と「許可地域」に分け、後者を小樽歴史景観区域、同区域を除く市域全域に区分しました。
- 小樽歴史景観区域は、小樽市景観計画に示される景観特性により歴史的景観地域と新都市景観形成地域に区分しました。
- 市域全域は、自然景観や地域の街並みとの景観形成が求められる住居系地域と、業務において広告物の効果が求められる住居系地域以外の地域に区分しました。
- 許可地域以外に、水天宮周辺地区や第一種低層住居専用地域などを禁止地域に定めました。  
また、独自の基準が適用される区域として、重要な「通り」を定めています。



#### 市域全域区分図（小樽歴史景観区域を除く）



## 小樽歴史景観区域区分図



小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 4. 禁止広告物・禁止物件

### 禁止広告物

次の広告物は許可地域及び禁止地域以外の地域を含めて全ての地域で、表示、または掲出できません。

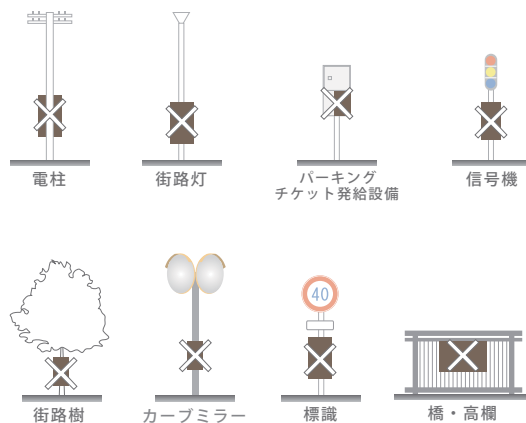
- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

### 禁止物件

次のものには、原則として掲出できません。

- ① 街路樹、路傍樹、記念保護樹木
- ② 煙突、送電塔、送受信塔、ガスタンク、油タンクなど
- ③ 銅像、記念碑など
- ④ 橋りょう、トンネル、分離帯など
- ⑤ 信号機、照明灯、道路標識、歩道柵、防護柵、防雪柵など
- ⑥ 消火栓、火災報知機、火の見やぐらなど
- ⑦ その他

### ▼禁止物件の種類



小樽市屋外広告物条例のあらまし



## 5. 適用除外広告物

### 適用除外広告物とは

日常生活や経済活動を行っていく上で、必要とされる最小限の次の広告物は、規制の対象から除外されます。

|                 |                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------|
| ①法定屋外広告物等       | 他法令の規定により設置されるもの<br>(例)「道路法」による道路標識など              |
| ②国又は地方公共団体による表示 | 公益上必要と認められるもの                                      |
| ③祭典ほか慣習上の表示     | 祭典用及びそのほか慣例上使用されるもの<br>(例)冠婚葬祭、年中行事のために掲出するもの      |
| ④工事現場用          | 工事現場の板塀、仮囲いに表示するもの<br>(例)工事現場の仮囲いに表示される営利を目的としないもの |
| ⑤その他            |                                                    |

| 区分                                  | 対象物件・区域                                         | 適要                                                                                              |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 許可地域、禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに掲出できる広告物 | 他の法令の規定により表示又は設置するもの                            | 公職選挙法、道路交通法、建設業法、建築基準法等に基づき表示又は設置するもの                                                           |
|                                     | 国、地方公共団体又は公共的団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示又は設置するもの | 一定規模を超える場合は、条例に基づき協議が必要になります                                                                    |
|                                     | 寄贈者名                                            | 公共上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの                                                                        |
|                                     | 自家用広告物                                          | 自己の事務所又は営業所にその所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの                                               |
|                                     | 自己管理用                                           | 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの                                                              |
|                                     | 催事に関するもの                                        | 公演会、展覧会、音楽会などの催物のためにその会場の敷地内に表示又は設置するもの                                                         |
|                                     | 工事現場の板塀、仮囲いに表示するもの                              | 工事期間中に表示される壁面広告物で、営利を目的としないもの                                                                   |
|                                     | 車両等に表示するもの                                      | 人、動物又は車両（広告物を除く）、船舶、航空機その他これらに類するものに表示又は設置するもの                                                  |
|                                     | 煙突、ガスタンク又は油タンクに表示するもの                           | 壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないもの                                                                    |
|                                     | 発電用風力設備のナセル（プロペラ後部の発電機等を格納する部分）に表示するもの          | ナセル以外の部分は禁止物件                                                                                   |
|                                     | 祭礼、その他慣例上やむを得ないもの                               | ・社寺、教会等が臨時に祭典等の行事のため、掲出するもの<br>・地方の年中行事のために掲出するもの                                               |
|                                     | 公共掲示板                                           | 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの                                                                         |
|                                     | (2) 許可地域で許可を受けずに掲出できる広告物（上記以外：禁止地域及び禁止物件は不可）    | 営利を目的としないはり紙、はり札の類<br>表示期間が5日以内のもの<br>紙又は布製のものであって、同種類のものが継続しないもの                               |
|                                     | (3) 禁止地域で許可を受けてできる広告物                           | 案内用広告物<br>・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で施設等への案内を目的とするもの<br>・公衆の利便に供することを目的とする広告物で公共的な民間施設への案内を目的とするもの |
|                                     | (4) 禁止地域、禁止物件で許可を受けて掲出できる広告物                    | 広告車<br>走行中に破損するおそれがないもの                                                                         |
|                                     | (5) 許可地域で許可基準の適用を受けずに掲出できる広告物                   | 社会活動上特に必要と思われるもの<br>審議会の意見を聴いて、社会活動上特に必要と認められ、許可を受けたもの                                          |

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 6. 許可申請が必要な表示面積等

○屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合は、条例で定める適用除外に該当する場合を除き、条例に基づく許可が必要です。

○許可申請が必要な表示面積等は下表のとおりです。

| 区域区分         |            | 市域全域                                                          | 小樽歴史景観区域                                   | 禁止地域                                      |
|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 広告物の種類       |            | ※禁止地域、小樽歴史景観区域を除く                                             | (歴史的景観地域①～⑪⑬)<br>(新都市景観形成地域⑭⑮)<br>※禁止地域を除く | (水天宮周辺地域⑫)<br>(第一種低層住居専用地域)<br>(その他対象区域等) |
| 自家用広告物（注1）   |            | ・表示面積の合計が10㎡を超えるもの<br>・地盤面から上端までの高さが4mを超え、かつ、表示面積の合計が1㎡を超えるもの | ・表示面積の合計が1㎡を超えるもの                          | ・設置表示不可（注3）                               |
| 自家用広告物以外の広告物 | 案内用広告物（注2） | ・全て要許可                                                        | ・全て要許可                                     | ・全て要許可                                    |
|              | 上記以外の広告物   | ・全て要許可                                                        | ・固定広告物は設置表示不可。<br>簡易広告は全て要許可。              | ・設置表示不可                                   |

注1：「適用除外広告物」（上表）の「自家用広告物」を言う。

注2：「適用除外広告物」（上表）の「案内用広告物」を言う。

注3：規模や色彩など定められた基準に適合する広告物は設置可。

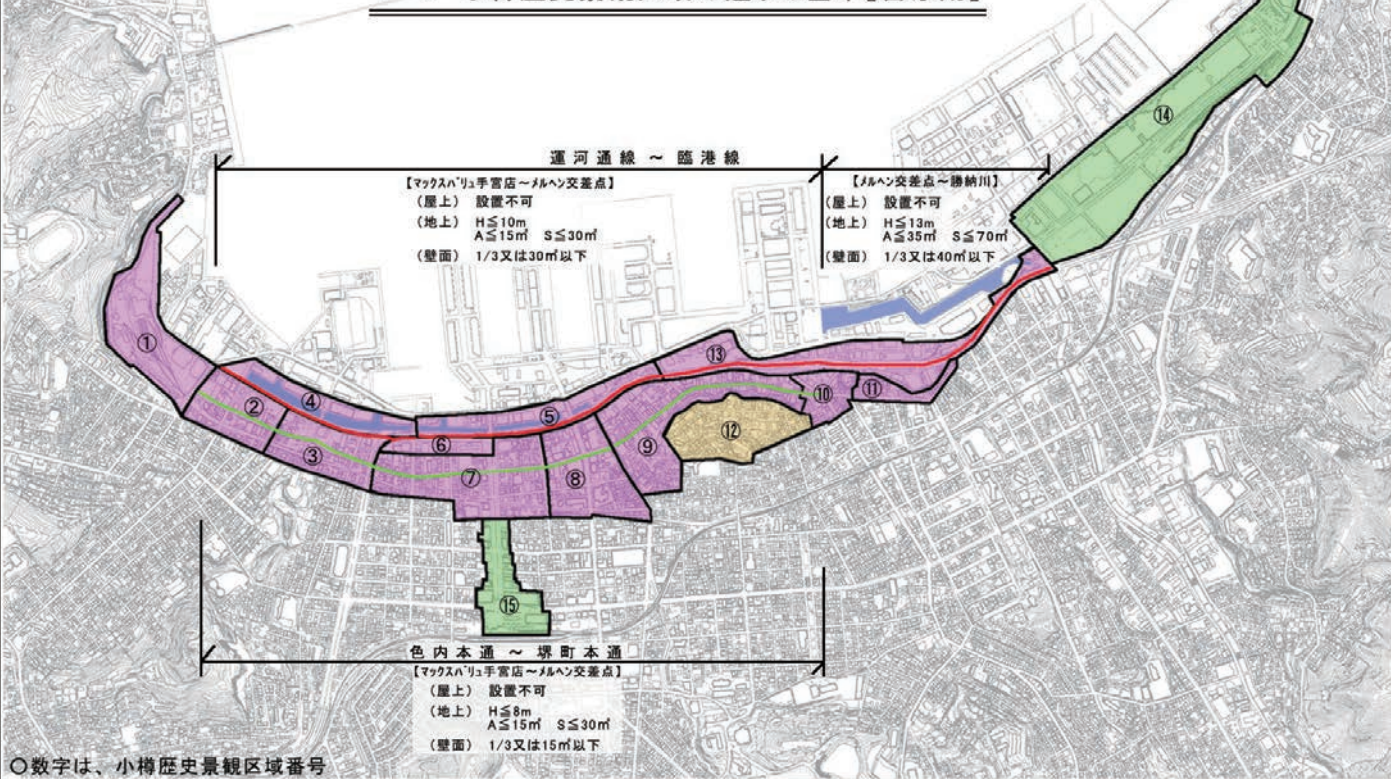
小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 7. 許可基準（小樽歴史景観区域・市域全域）

### 1-1 小樽歴史景観区域の面的基準【自家用】

|                                                                                   |                 |                                                                                   |                |                                                                                    |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | 禁止地域 水天宮周辺地区《⑫》 |  | 歴史的景観地域《①～⑪、⑬》 |  | 新都市景観形成地域《⑭、⑮》 |
| (屋上) 設置不可                                                                         |                 | (屋上) 設置不可                                                                         |                | (屋上⑭) 建物高さの2/3以下又はH≤10m                                                            |                |
| (地上・壁面) S≤10㎡                                                                     |                 | (地上) H≤15m                                                                        |                | S≤300㎡                                                                             |                |
| T≤10㎡                                                                             |                 | A≤35㎡ S≤70㎡                                                                       |                | (屋上⑮) 設置不可                                                                         |                |
| H≤5m                                                                              |                 | (壁面) 1/3又は50㎡以下                                                                   |                | (地上) H≤20m                                                                         |                |
|                                                                                   |                 |                                                                                   |                | A≤35㎡ S≤70㎡                                                                        |                |
|                                                                                   |                 |                                                                                   |                | (壁面) 1/3又は50㎡以下                                                                    |                |

### 1-2 小樽歴史景観区域の通りの基準【自家用】



### 2 市域全域の面的基準（※小樽歴史景観区域を除く）【I～Vは自家用】

|                                        |                                  |                                  |                                   |
|----------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| <b>I 住居系地域A</b> （第1種中高層住居専用地域）         | <b>II 住居系地域B</b> （I、IV以外の住居系地域）  | <b>III 住居系地域以外の地域</b>            | <b>IV 禁止地域</b> （第1種低層住居専用地域等）     |
| (屋上) 建物高さの2/3以下又はH≤10m<br>A≤75㎡ S≤150㎡ | (屋上) 建物高さの2/3以下又はH≤10m<br>S≤150㎡ | (屋上) 建物高さの2/3以下又はH≤15m<br>S≤250㎡ | (屋上) 設置不可                         |
| (地上) H≤10m<br>A≤30㎡<br>S≤60㎡           | (地上) H≤15m<br>A≤35㎡<br>S≤70㎡     | (地上) H≤15m<br>A≤50㎡<br>S≤100㎡    | (地上・壁面)<br>S≤10㎡<br>T≤10㎡<br>H≤5m |
| (壁面) 1/3又は50㎡以下                        | (壁面) 1/3又は50㎡以下                  | (壁面) 1/3又は50㎡以下                  |                                   |
| <b>V I～IV以外の区域</b>                     | <b>VI 自家用以外</b>                  |                                  |                                   |
| (屋上) 建物高さの2/3以下又はH≤10m<br>A≤30㎡ S≤60㎡  | (屋上) 建物高さの2/3以下又はH≤10m<br>S≤30㎡  |                                  |                                   |
| (地上) H≤10m<br>A≤30㎡<br>S≤60㎡           | (地上) H≤10m<br>A≤15㎡<br>S≤30㎡     |                                  |                                   |
| (壁面) 1/3又は30㎡以下                        | (壁面) 1/3又は30㎡以下                  |                                  |                                   |

《凡 例》  
H＝地盤面、屋上床面からの高さ  
A＝1面の表示面積  
S＝1個あたりの表示面積の合計  
T＝1事業所あたりの表示面積の合計

# 許可基準（１）

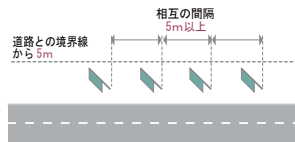
## 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【歴史的景観地域】《①～⑬》（⑫水天宮周辺地区は除く）



### 【簡易広告物】

- くのぼり、旗
- 布等の面積 2 m<sup>2</sup>以内、高さ 3m以下
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする。（3本以下の場合を除く）



- ＜立看板＞
- 縦 3m（脚の長さを含む）以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

- ＜広告幕・広告網＞
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

### 【地上広告物】

- 高さ
- H = 15m以下
- 面積
- A = 35 m<sup>2</sup>以下、S = 70 m<sup>2</sup>以下

### 【屋上広告物】

設置不可

### 【壁面広告物】

- 面積（突き出しを含む）
- 1 壁面当り 1/3 又は 50 m<sup>2</sup>以下
- ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。
- ①表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下
- ②表示面 = 2 壁面以下

- 屋上床面から立ち上がる壁面部分一面の表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下
- 表示面 = 2 壁面以下

- 下端
- 車道上 H = 4.5m 以上
- 歩道上 H = 3.0m 以上

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

# 許可基準（２）

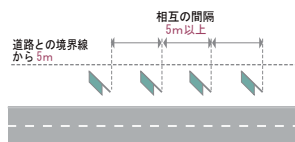
## 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【新都市景観形成地域】《⑭築港地区》



### 【簡易広告物】

- くのぼり、旗
- 布等の面積 2 m<sup>2</sup>以内、高さ 3m以下
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする。（3本以下の場合を除く）



- ＜立看板＞
- 縦 3m（脚の長さを含む）以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

- ＜広告幕・広告網＞
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

### 【屋上広告物】

- 高さ
- H = 屋上床面から広告物の上端までの高さが、建物の高さの 2/3 又は 10m のうち、小さい数値以下
- 面積
- S = 300 m<sup>2</sup>以下

### 【地上広告物】

- 高さ
- H = 20m以下
- 面積
- A = 35 m<sup>2</sup>以下、S = 70 m<sup>2</sup>以下

### 【壁面広告物】

- （突き出しを含む）
- 面積
- 1 壁面当り 1/3 又は 50 m<sup>2</sup>以下

- 下端
- 車道上 H = 4.5m 以上
- 歩道上 H = 3.0m 以上

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

小樽市屋外広告物条例のあらまし



## 許可基準（3）

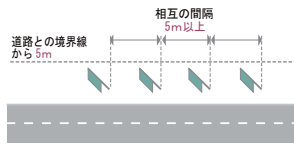
### 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【新都市景観形成地域】《⑮小樽駅前・中央通地区》



#### 【簡易広告物】

- のぼり、旗
- 布等の面積 2 m<sup>2</sup>以内、高さ 3m以下
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする。  
(3本以下の場合を除く)



- ＜立看板＞
- 縦 3m(脚の長さを含む) 以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

- ＜広告幕・広告網＞
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

#### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

#### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。  
ただし、安全・防犯上必要なものは除く。

#### 【地上広告物】

- 高さ  
H = 20m以下
- 面積  
A = 35 m<sup>2</sup>以下、S = 70 m<sup>2</sup>以下

#### 【屋上広告物】

設置不可

#### 【壁面広告物】

- 面積  
(突き出しを含む)  
1 壁面当り 1/3 又は 50 m<sup>2</sup>以下  
ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に  
表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。  
①表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下  
②表示面 = 2 壁面以下

○屋上床面から立ち上がる壁面部分  
一面の表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下  
表示面 = 2 壁面以下

○下端  
車道上 H = 4.5m以上  
歩道上 H = 3.0m以上

※道路境界線を越えて広告物を  
設置する場合は、道路管理者  
の占用許可が別途必要。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（4）

### 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

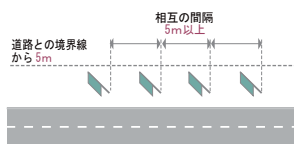
【沿道景観形成地域 A】

※市道運河通線、道道小樽港稲穂線、道道小樽港線（運河通線及び臨港線）の道路境界線から 10m 以内の区域  
（市道手宮川通線から市道入船線までの小樽歴史景観区域内に限る）



#### 【簡易広告物】

- のぼり、旗
- 布等の面積 2 m<sup>2</sup>以内、高さ 3m以下
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする。  
(3本以下の場合を除く)



- ＜立看板＞
- 縦 3m(脚の長さを含む) 以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

- ＜広告幕・広告網＞
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

#### 【地上広告物の設置数】

- 設置数は、原則として 1 敷地内に 1 基とし、表示・掲出板は集約して掲出すること  
なお、規制対象は「通りに面した敷地」のみとする

#### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

#### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。  
ただし、安全・防犯上必要なものは除く。

#### 【地上広告物】

- 高さ  
H = 10m以下
- 面積  
A = 15 m<sup>2</sup>以下、S = 30 m<sup>2</sup>以下

#### 【屋上広告物】

設置不可

#### 【壁面広告物】

- 面積  
(突き出しを含む)  
1 壁面当り 1/3 又は 30 m<sup>2</sup>以下  
ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に  
表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。  
①表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下  
②表示面 = 2 壁面以下

○屋上床面から立ち上がる壁面部分  
一面の表示面積 = 25 m<sup>2</sup>以下  
表示面 = 2 壁面以下

○下端  
車道上 H = 4.5m以上  
歩道上 H = 3.0m以上

※道路境界線を越えて広告物を  
設置する場合は、道路管理者  
の占用許可が別途必要。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（5）

### 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

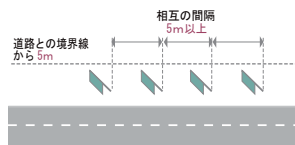
#### 【沿道景観形成地域B】

※道道小樽港線（臨港線）の道路境界線から10m以内の区域  
（市道入船線から市道新富線までの小樽歴史景観区域内に限る）



#### 【簡易広告物】

- くのぼり、旗
- 布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- 道路との境界線から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とする（3本以下の場合を除く）



#### ＜立看板＞

- 縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

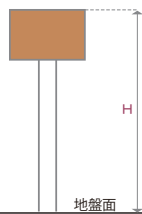
#### ＜広告幕・広告網＞

- 広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

#### 【地上広告物】

- 高さ H = 13m 以下
- 面積 A = 35㎡ 以下、S = 70㎡ 以下



#### 【屋上広告物】

設置不可

#### 【壁面広告物】

○面積（突き出しを含む）

- 1 壁面当り 1/3 又は 40㎡ 以下
- ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。
- ① 表示面積 = 25㎡ 以下
- ② 表示面 = 2 壁面 以下

○屋上床面から立ち上がる壁面部分  
一面の表示面積 = 25㎡ 以下  
表示面 = 2 壁面 以下

○下階  
車道上 H = 4.5m 以上  
歩道上 H = 3.0m 以上

道路

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

#### 【地上広告物の設置数】

- 設置数は、原則として1敷地内に1基とし、表示・掲出板は集約して掲出すること
- なお、規制対象は「通りに面した敷地」のみとする

#### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

#### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（6）

### 小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

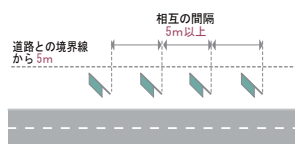
#### 【沿道景観形成地域C】

※市道本通線及び市道本通第2線（色内本通及び堺町本通）の道路境界線から5m以内の区域  
（市道手宮川通線から市道入船線までの小樽歴史景観区域内に限る）



#### 【簡易広告物】

- くのぼり、旗
- 布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- 設置数は5基以内
- 道路との境界線から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とする



#### ＜立看板＞

- 縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

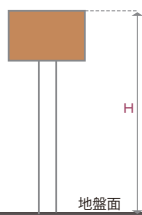
#### ＜広告幕・広告網＞

- 広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

#### 【地上広告物】

- 高さ H = 8m 以下
- 面積 A = 15㎡ 以下、S = 30㎡ 以下



#### 【屋上広告物】

設置不可

#### 【壁面広告物】

○面積（突き出しを含む）

- 1 壁面当り 1/3 又は 15㎡ 以下
- ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に表示・掲出する場合は表示面を2壁面以下とする。

○屋上床面から立ち上がる壁面部分  
表示面 = 2 壁面 以下

○下階  
車道上 H = 4.5m 以上  
歩道上 H = 3.0m 以上

道路

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

#### 【色彩】

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

#### 【照明基準】

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（7）

市域全域  
(自家用広告物)

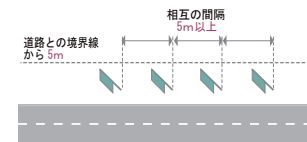
【住居系地域A】《第1種中高層住居専用地域》



### 【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積  $2\text{ m}^2$  以内、高さ  $3\text{ m}$  以下
- ・道路との境界線から  $5\text{ m}$  以内に設置する場合は、相互の間隔を  $5\text{ m}$  以上とする。  
(3本以下の場合を除く)



〈立看板〉

- ・縦  $3\text{ m}$  (脚の長さを含む) 以内、横  $0.9\text{ m}$  以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では  $3\text{ m}$  以上、車道上では  $4.5\text{ m}$  以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

### 【色彩】

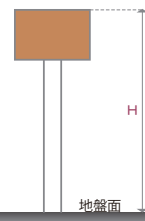
- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の  $1/4$  以下

### 【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。

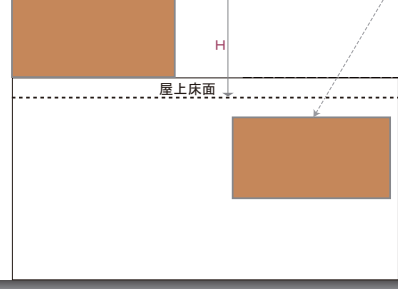
### 【地上広告物】

- 高さ  
H =  $10\text{ m}$  以下
- 面積  
A =  $30\text{ m}^2$  以下、S =  $60\text{ m}^2$  以下



### 【屋上広告物】

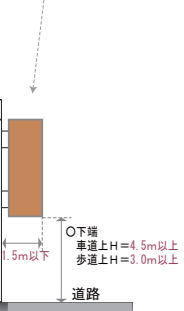
- 高さ  
H = 屋上床面から広告物の上端までの高さが、建物の高さの  $2/3$  又は  $10\text{ m}$  のうち、小さい数値以下
- 面積  
A =  $75\text{ m}^2$  以下 S =  $150\text{ m}^2$  以下



### 【壁面広告物】

(突き出しを含む)

- 面積  
1 壁面当り  $1/3$  又は  $50\text{ m}^2$  以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（8）

市域全域  
(自家用広告物)

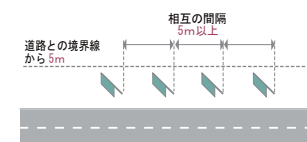
【住居系地域B】《第1種住居地域》  
《第2種住居地域》



### 【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積  $2\text{ m}^2$  以内、高さ  $3\text{ m}$  以下
- ・道路との境界線から  $5\text{ m}$  以内に設置する場合は、相互の間隔を  $5\text{ m}$  以上とする。  
(3本以下の場合を除く)



〈立看板〉

- ・縦  $3\text{ m}$  (脚の長さを含む) 以内、横  $0.9\text{ m}$  以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では  $3\text{ m}$  以上、車道上では  $4.5\text{ m}$  以上のもの

※ A = 一面の表示面積  
S = 表示面積の合計  
H = 高さ

### 【色彩】

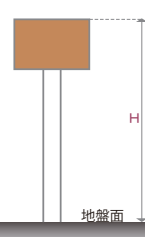
- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の  $1/4$  以下

### 【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。

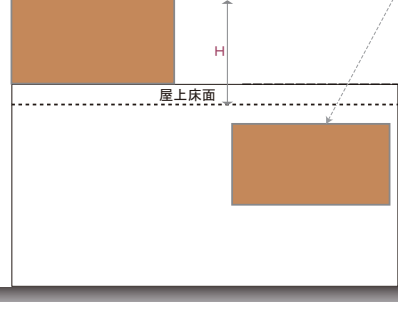
### 【地上広告物】

- 高さ  
H =  $15\text{ m}$  以下
- 面積  
A =  $35\text{ m}^2$  以下、S =  $70\text{ m}^2$  以下



### 【屋上広告物】

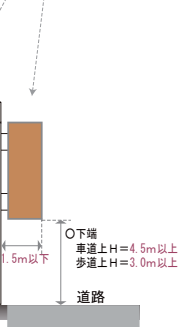
- 高さ  
H = 屋上床面から広告物の上端までの高さが、建物の高さの  $2/3$  又は  $10\text{ m}$  のうち、小さい数値以下
- 面積  
S =  $150\text{ m}^2$  以下



### 【壁面広告物】

(突き出しを含む)

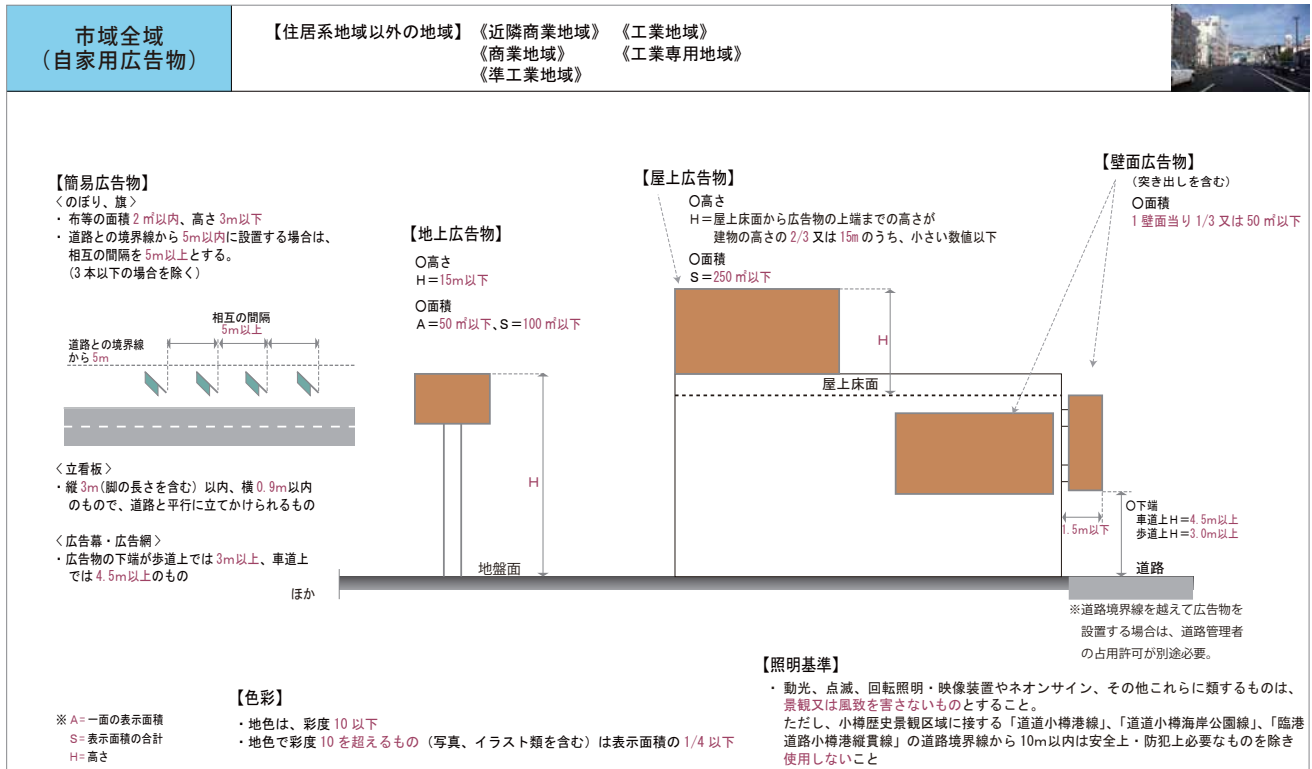
- 面積  
1 壁面当り  $1/3$  又は  $50\text{ m}^2$  以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

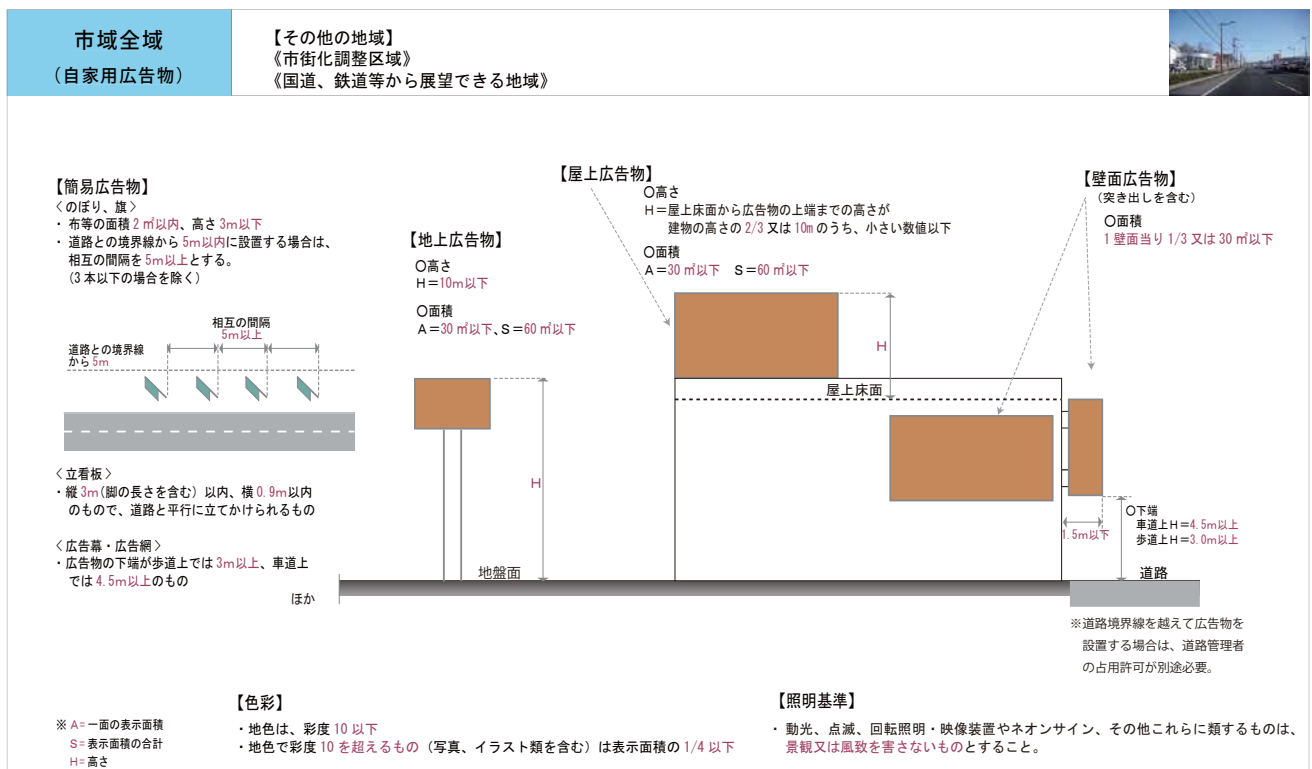
小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（9）



小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 許可基準（10）



小樽市屋外広告物条例のあらまし



# 許可基準（11）

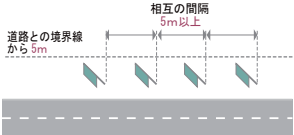
**市域全域**  
(自家用広告物  
以外の広告物)

【禁止地域、小樽歴史景観区域を除く】  
《住居系地域》  
《住居系地域以外の地域》  
《その他の地域》



**【簡易広告物】**  
くのぼり、旗

- 布等の面積 2㎡以内、高さ 3m以下
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする。  
(3本以下の場合を除く)



**＜立看板＞**

- 縦 3m(脚の長さを含む) 以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

**＜広告幕・広告網＞**

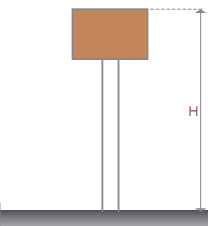
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

ほか

**【地上広告物】**

○高さ  
H=10m以下

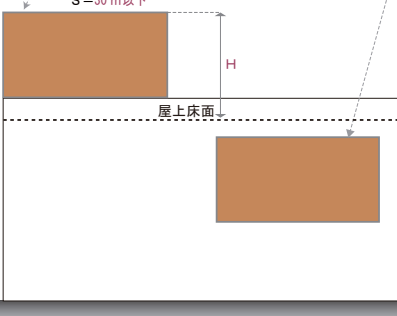
○面積  
A=15㎡以下、S=30㎡以下



**【屋上広告物】**

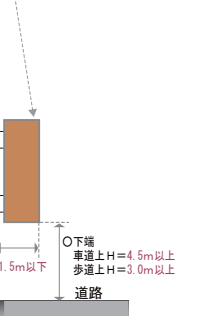
○高さ  
H=屋上床面から広告物の上端までの高さが建物の高さの 2/3 又は 10m のうち、小さい数値以下

○面積  
S=30㎡以下



**【壁面広告物】**  
(突き出しを含む)

○面積  
1壁面当り 1/3 又は 30㎡以下



○下端  
車道上 H=4.5m以上  
歩道上 H=3.0m以上

道路

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

**【色彩】**

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/4 以下

**【照明基準】**

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。
- ただし、小樽歴史景観区域に接する「道道小樽港線」、「道道小樽海岸公園線」、「臨港道路小樽港線貫線」の道路境界線から 10m 以内は安全上・防犯上必要なものを除き使用しないこと（住居系地域以外の地域に限る）

※ A=一面の表示面積  
S=表示面積の合計  
H=高さ

小樽市屋外広告物条例のあらまし

# 許可基準（12）

**小樽歴史景観区域**  
(自家用広告物以外の広告物)  
(案内用広告物※)

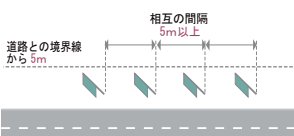
【歴史的景観地域】《①～⑬》(⑫水天宮周辺地区は除く)  
【新都市景観形成地域】《⑭、⑮》

※案内用広告物：  
・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で、施設等への案内を目的とするもの  
・公衆の利便に供することを目的とする広告物で、公共的な民間施設への案内を目的とするもの

＜自家用広告物以外の広告物＞

**【簡易広告物】**  
くのぼり、旗

- 布等の面積 2㎡以内、高さ 3m以下
- 設置数は 5 基以内（沿道景観形成地域 C に限る）
- 道路との境界線から 5m以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m以上とする  
(3本以下の場合を除く（沿道景観形成地域 C 以外）)



**＜立看板＞**

- 縦 3m(脚の長さを含む) 以内、横 0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

**＜広告幕・広告網＞**

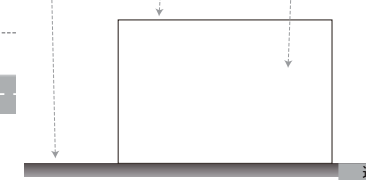
- 広告物の下端が歩道上では 3m以上、車道上では 4.5m以上のもの

ほか

**【地上広告物】**  
設置不可

**【屋上広告物】**  
設置不可

**【壁面広告物】**  
設置不可



**【簡易広告物】**  
同左

**【色彩】**

- 地色は、彩度 10 以下
- 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の 1/8 以下

**【照明基準】**

- 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

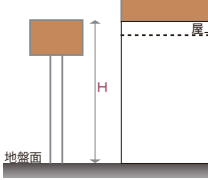
※ A=一面の表示面積  
S=表示面積の合計  
T=1 事業所あたりの表示面積の合計  
H=高さ

**＜案内用広告物＞**

**【地上広告物】**

○高さ  
H=5m以下

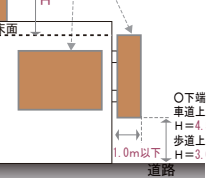
○面積  
A=3.5㎡以下  
S=7㎡以下



**【屋上広告物】**

○高さ  
H=5m以下

○面積  
A=3.5㎡以下  
S=7㎡以下



**【壁面広告物】**

○面積  
A=3.5㎡以下  
S=7㎡以下 (突き出し含む)



○下端  
車道上 H=4.5m以上  
歩道上 H=3.0m以上

道路

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

**【その他の基準】**

- ①公共的な民間施設に限定
- ②個数：1施設あたり 4 個以下
- ③相互間距離：500m 以上
- ④設置位置：当該施設から 5km 以内
- ⑤表示方法：施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するもの

同左

同左

同左

小樽市屋外広告物条例のあらまし

# 許可基準（13）

| 禁止地域             | 《水天宫周辺地区⑫》<br>《第1種低層住居専用地域》                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 《その他対象区域等》<br>・国立・国定公園<br>・文化財の敷地内<br>・高速自動車国道沿線<br>・都市公園<br>・墓地、火葬場<br>・公共施設 など | ※案内用広告物：<br>・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で、施設等への案内を目的とするもの<br>・公衆の利便に供することを目的とする広告物で、公共的な民間施設への案内を目的とするもの |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （自家用広告物・案内用広告物※） | <p>＜自家用広告物の設置基準（許可申請不要）＞</p> <p>【全体】<br/>T=10㎡以下（1事業所あたり）</p> <p>【地上広告物】<br/>○高さ<br/>H=5m以下<br/>○面積<br/>S=10㎡以下（1個あたり）</p> <p>【屋上広告物】<br/>設置不可</p> <p>【壁面広告物】<br/>○面積<br/>S=10㎡以下（1個あたり）<br/>（突き出し含む）</p> <p>○下端<br/>車道上H=4.5m以上<br/>歩道上H=3.0m以上</p> <p>※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。</p> <p>【簡易広告物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり、旗：布等の面積2㎡以内、高さ3m以下</li> <li>・立看板：縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの</li> <li>・広告幕・広告網：広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの</li> </ul> <p>ほか</p> <p>※A=一面の表示面積<br/>S=表示面積の合計<br/>T=1事業所あたりの表示面積の合計<br/>H=高さ</p> <p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地色は、彩度10以下</li> <li>・地色で彩度10を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の1/8以下</li> </ul> <p>【照明基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。</li> <li>ただし、安全・防犯上必要なものは除く。</li> </ul> |                                                                                  |                                                                                                     |
|                  | <p>＜案内用広告物の許可基準（許可申請必要）＞</p> <p>【地上広告物】<br/>○高さ<br/>H=5m以下<br/>○面積<br/>A=3.5㎡以下<br/>S=7㎡以下</p> <p>【屋上広告物】<br/>○高さ<br/>H=5m以下<br/>○面積<br/>A=3.5㎡以下<br/>S=7㎡以下</p> <p>【壁面広告物】<br/>○面積<br/>A=3.5㎡以下<br/>S=7㎡以下（突き出し含む）</p> <p>○下端<br/>車道上H=4.5m以上<br/>歩道上H=3.0m以上</p> <p>※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。</p> <p>【その他の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①公共的な民間施設に限定</li> <li>②個数：1施設あたり4個以下</li> <li>③相互間距離：500m以上</li> <li>④設置位置：当該施設から5km以内</li> <li>⑤表示方法：施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するもの</li> </ol> <p>【簡易広告物】<br/>同左</p> <p>【色彩】<br/>同左</p> <p>【照明基準】<br/>同左</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                  |                                                                                                     |

小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 8. 色彩基準

### 色彩基準の考え方

本条例では、マンセル表示系で地色にのみ基準を設けています。

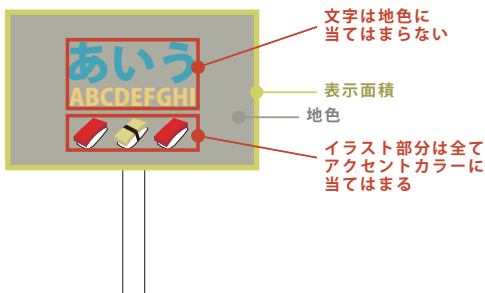
マンセル表示系：色彩の心理的な三属性である①色相（色合い）、②明度（明るさ・暗さ）、③彩度（鮮やかさ）の3要素により表現されています。

#### ○ 地色とは

背景色など文字以外の部分の色彩が該当します。

地色に用いることのできる色彩基準は彩度10以下となっていますが、アクセントカラーとして、表示面積の一定の割合までは彩度10を超える色彩の使用を認めています。（右表参照）

なお、写真やイラストはその範囲全てがアクセントカラーに該当します。



### 地色の色彩基準

| 対象区域                                    | 色の三属性 | 地色全体の基準 | アクセントカラーの基準<br>※写真・イラストを含む       |
|-----------------------------------------|-------|---------|----------------------------------|
| 小樽歴史景観区域<br>色内本通<br>堺町本通<br>運河通線<br>臨港線 | 色相    | —       | —                                |
|                                         | 明度    | —       | —                                |
|                                         | 彩度    | 10 以下   | 10 を超える<br>(表示面積の <b>1/8</b> 以下) |
| 市域全域<br>案内用広告物                          | 色相    | —       | —                                |
|                                         | 明度    | —       | —                                |
|                                         | 彩度    | 10 以下   | 10 を超える<br>(表示面積の <b>1/4</b> 以下) |

小樽市屋外広告物条例のあらまし



## 10. 違反・罰則等・経過措置

### (1) 違反に対する措置

- 除却等の措置命令に従わない者に対しては、命令の内容や氏名等を公表することがあります。
- 許可を受けないで広告物を掲出した場合や、変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出した場合には、屋外広告物条例に基づく罰則の適用を受けることがあります。

### (2) 罰則等の規定

| 違反の内容                                                                                                         | 罰則        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ① 市長の許可を受けないで広告物を掲出した者<br>② 禁止地域又は禁止物件に広告物を掲出した者<br>③ 改修、移転、除却その他必要な措置の命令に従わなかった者                             | 50万円以下の罰金 |
| ④ 広告物に許可証を貼付けしていない者<br>⑤ 変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出している者<br>⑥ 出願者の変更の届出をしなかった者<br>⑦ 許可期間満了後又は許可の取り消し後において広告物を除却しない者 | 30万円以下の罰金 |
| ⑧ 市長の報告の求めに応じない者、虚偽の報告をした者<br>⑨ 立入検査を拒む者、妨げる者、忌避した者                                                           | 20万円以下の罰金 |

### (3) 経過措置

- 条例の施行後、既存に設置されている広告物で、新たな許可基準に適合しなくなる広告物については、表示内容の変更や改造するときまでは、引き続き掲出することが可能です。



小樽市屋外広告物条例のあらまし

## 11. 管理者の設置

### (1) 屋外広告物の管理者

- 広告物又は広告物を掲出する物件が広告車又は簡易広告物である場合を除き、管理者の設置が必要です。

### (2) 有資格管理者の設置が必要な広告物

- 固定広告物であって1つの広告物の表示面積が10㎡を超えるもの（ただし、壁面等に直接ペンキ等で描かれた壁面広告は除かれます。）

### (3) 有資格管理者の資格

- ① 屋外広告士
- ② 1級広告美術仕上げ技能士
- ③ 建築士（1級又は2級）で屋外広告物講習会を修了した者
- ④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了した者
- ⑤ 電気主任技術者免状（第1種、第2種、第3種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了した者
- ⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに置く屋外広告物講習会修了者等

### 屋外広告物担当窓口

小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室  
 （景観まちづくりグループ）

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

TEL 0134-32-4111（内線 7472）

FAX 0134-32-3963

matizukuri@city.otaru.lg.jp

### 屋外広告業登録については

後志総合振興局 小樽建設管理部 建設行政室 建設指導課

〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目

TEL 0136-23-1375（直通）